

# 農地法許可申請(3条・4条・5条)の受付の締切が

## 「毎月1日」に変わります！

平成29年4月1日から農地法に係る事務の一部が久喜市に移譲され、久喜市農業委員会において許可事務等を行います。

今回の権限移譲により、農地転用許可までの期間が短縮されます。

このため、農地法許可申請(3条・4条・5条)の受付の締切日を「毎月1日」に変更します。

※平成29年4月25日の農業委員会総会に諮る案件の受付の締切日は4月1日ですが、土曜のため4月3日になります。

### 1 移譲される農地法の事務

- 4条 農地の転用の制限(4ha以下の農地を農地以外に転用する許可)
- 5条 農地の転用のための権利移動の制限  
(4ha以下の農地を農地以外に転用し、農地の権利移動も伴う許可)
- 18条 農地の賃貸借の解約等の制限
- 49条 立入調査
- 50条 報告の徴収
- 51条 違反転用に対する処分

### 2 農地法許可申請等のスケジュール(3条・4条・5条)

- (1) 申請受付締切 毎月1日(1日が土日祝日の場合は次の平日)
- (2) 農業委員会総会 毎月25日頃
- (3) 常設審議委員会 毎月2日頃(申請農地が30aを超える4・5条申請等が対象)
- (4) 許可日

【3条及び申請農地が30a以下の4条・5条】農業委員会総会の3日後頃(土日祝日は除く)

【申請農地が30aを超える4・5条申請等】常設審議委員会の3日後頃(土日祝日は除く)

※申請農地が4haを超える案件は、現行どおり県へ進達します。

### 3 申請書類

申請農地の面積	農地法	申請書部数	申請先
4ha以下の場合	4条	2部	久喜市農業委員会会長
	5条	3部	
4haを超える場合	4条	3部	埼玉県知事 (受付は農業委員会)
	5条	4部	